

平成27年

第2回大阪広域水道企業団議会
(7月臨時会)

提出議案

(第1号議案～第3号議案)

(第1号報告～第2号報告)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 号議案	非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・	2
第 3 号議案	大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件・・・・・・・・・・・・	4
第 1 号報告	平成 26 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・・・・・	9
第 2 号報告	平成 26 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件・・・・	11

第 1 号議案

大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(設置) 第2条 (略)		(設置) 第2条 (略)	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会	(略)	大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会	(略)
大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会	<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定する出納取扱金融機関を選定する場合の当該金融機関の選定の基準の策定及び当該金融機関の選定に当たっての審査に関する事務</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 号議案

非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

非常勤職員の災害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の災害補償に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>条例</u>において「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者以外のものをいう。</p> <p>2 この<u>条例</u>において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この<u>条例</u>において「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>5—7 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所してい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>条例</u>で「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者以外のものをいう。</p> <p>2 この<u>条例</u>で「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 この<u>条例</u>で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。</p> <p>(1)一(3) (略)</p> <p>5—7 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第6項</u>に規定する生活介護（次</p>

<p>る場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3)（略）</p> <p>（審査）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 前項の規定による申立てがあったときは、審査会は、速やかに、これを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。</p> <p>（報告、出頭等）</p> <p>第18条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3)（略）</p> <p>（審査）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 前項の申立てがあったときは、審査会は、速やかに、これを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。</p> <p>（報告、出頭等）</p> <p>第18条 実施機関又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 号議案

大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団行政手続条例の一部を改正する条例
大阪広域水道企業団行政手続条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章—第3章（略） 第4章 行政指導（第30条—<u>第35条</u>） <u>第5章 処分等の求め（第36条）</u> <u>第6章 届出（第37条）</u> <u>第7章 雑則（第38条）</u> 附則</p> <p>（定義） 第2条（略） （1）—（4）（略） （5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア（略） イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ（略） （6）—（8）（略）</p> <p>（適用除外） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第5章</u>までの規定は、適用しない。 （1）—（4）（略） （5）相反する利害を有する者の間の利害</p>	<p>目次 第1章—第3章（略） 第4章 行政指導（第30条—<u>第34条</u>） <u>第5章 届出（第35条）</u> <u>第6章 雑則（第36条）</u> 附則</p> <p>（定義） 第2条（略） （1）—（4）（略） （5）不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア（略） イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ（略） （6）—（8）（略）</p> <p>（適用除外） 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章</u>までの規定は、適用しない。 （1）—（4）（略） （5）相反する利害を有する者の間の利害</p>

の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行うべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(7)・(8) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)
第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)
第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続をとらなければならない。

(1) (略)

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 (略)

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき。

(2)一(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関の規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)
第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導

(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行うべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(7)・(8) (略)

(国の機関等に対する処分等の適用除外)
第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)
第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) (略)

ア (略)

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ (略)

(2) (略)

2 (略)

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2)一(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして執行機関の規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)
第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)一(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおい

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)一(4) (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおい

<p>て、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 一(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、企業団の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</p> <p>(2) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</p> <p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>て、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 一(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第34条 (略)</p> <p>(行政指導の中止等の求め)</p> <p>第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした企業団の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 当該行政指導の内容</p> <p>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</p> <p>(4) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項</p> <p>3 当該企業団の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例</p>	<p>第34条 (略)</p>

に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 処分等の求め

第36条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する企業団の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁又は企業団の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第6章 届出

第37条 (略)

第7章 雑則

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が定める。

第5章 届出

(届出)

第35条 (略)

第6章 雑則

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 号報告

平成26年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算
書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
平成26年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する
計画について、次のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

平成26年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越しを要 するたな卸資産 の購入限度額	明 説
						国 支 出 金	企 業 債	工 事 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
水道事業 資本的 支出	建設 改良 費	改良事業	33,538,674,763	31,790,228,116	313,308,000	円	円	円	円	円	円	工事関係機関との調整等に日時を要したことなどを により、やむなく繰越しを必要とした。
			22,218,462,763	20,470,019,655	313,308,000	0	0	0	0	1,435,135,108	0	
			18,829,789,763	17,086,398,920	313,308,000	0	0	0	0	1,430,082,843	0	

第 2 号 報 告

平成26年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成26年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、次のとおり報告する。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

平成26年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	明
						国支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
工業用水道事業資本的支出	建設改良費	増補改良事業	5,041,388,890	4,300,236,310	317,135,900	円	円	円	円	円	円	
			4,088,491,890	3,347,340,084	317,135,900	0	0	0	317,135,900	424,016,680	0	
			3,958,190,890	3,217,039,832	317,135,900	0	0	0	317,135,900	424,015,906	0	工事関係機関との調整等に日時を要したことなどをより、やむなく繰越しを必要とした。